

令和8年 第4回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和8年4月24日（金）15時00分から15時45分

2. 開催場所：宮代町役場 202会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	大澤 亨	○
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	○	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
日程第5	報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局 産業観光課長	田中 啓之
産業観光課主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主任	松本 国大
農地調整担当主事	阿久津 実里

(会長)

1 件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については、「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、2 件目の案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは 2 件目の案件について、御説明いたします。申請地は、■■■■■■■■地内の畑 1 筆で、面積は 524.78 m²でございます。譲受人、譲渡人ともに宮代町内にお住まいの方です。譲渡人は、譲受人の父にあたります。転用目的は「自己用住宅」になります。権利の種類については、「所有権の移転」になります。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターを御覧ください。それでは、本申請の経緯について御説明いたします。譲受人は現在、宮代町内で両親と同居しておりますが、家が手狭になり、自己用住宅の建設を検討したところ、父が所有していた今回の申請地を紹介され、譲受人の希望に合った土地であったことから今回の申請に至ったとのこと。申請地の位置については、「案内図」、「位置図」を御覧ください。■■■■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。続きまして、「土地利用計画図」を御覧ください。今回の申請地はこちらの赤枠部分です。隣地と接している部分については被害防除作としてコンクリートブロックを設置する予定です。排水については合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流する予定です。一般基準において一般住宅の場合は概ね 500 m²とされていますが、今回の申請地の面積は 524.78 m²です。申請者からの申出によりまして、自己用住宅の敷地面積に 524.78 m²が必要な理由は、庭の面積を広く確保しているためです。庭には家族で使用するキャンプスペースや家庭菜園、植栽を行うスペースを確保する等が理由です。現況についてはこちらの写真のとおりです。以上で説明を終了させていただきます。御審議の程、よろしく願います。

(会長)

それでは、2 件目の案件について御審議願います。

(■番 ■■委員)

会長と■■委員と一緒に現地を見てまいりました。特に異常はないかと思います。御審議の方よろしく願います。

(■■番 ■■委員)

先日業者の方からも連絡ありまして、私も現地を見ましたが特に問題はありませんでした。御審議よろしく願います。

(会長)

2 件目の案件につきまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。

続きまして、3 件目の案件について事務局説明願います。

て、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くものとされておりますことから、意見を求めるものでございます。はじめに、「議事参与の制限」により御退席いただいている■■委員に関わる案件について、御説明いたします。お手元の議案書の「農用地利用集積等促進計画（案）」を御覧ください。「41 番」から「50 番」につきまして、左側から順番に「農地中間管理権の設定を行う者」、すなわち農地の所有者は全体で 6 人、「権利の設定を行う土地」、すなわち貸借の対象となる農地は、■■■■■■■■■■地内の水田 1 筆、■■■■■■■■■■地内の水田 6 筆、■■■■■■■■■■地内の水田 3 筆、合わせて 10 筆、面積は合計で 7,301 m²でございます。「農地中間管理機構から貸借権の設定等を受ける者」、すなわち借り受ける耕作者は■■■■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までの「6 年間」です。議事参与に関わる案件については、以上でございます。

(会長)

それでは、「41 番」から「50 番」までの■■委員に関わる案件について意見を伺います。何かございませんか。この件に関しまして、「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」することといたします。■■委員、お戻りください。
それでは、事務局説明願います。

【事務局】

それでは、説明を続けさせていただきます。議案書の促進計画（案）を御覧ください。「1 番」から「6 番」につきまして、御説明いたします。農地の所有者は全体で 3 人、貸借の対象となる農地は■■■■■■■■■■地内の水田 6 筆、面積は合計で 1,096 m²でございます。借り受ける耕作者は■■■■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までの「6 年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「1 番」から「6 番」について意見を伺います。何かございませんか。
この件に関しまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それでは、この件について「承認」とすることといたします。続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「7 番」から「32 番」につきまして御説明いたします。農地の所有者は全体で 13 人、貸借の対象となる農地は、■■■■■■■■■■地内の田 26 筆、面積は合計 25,434 m²でございます。借り受ける耕作者は■■■■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日までの「6 年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「7番」から「32番」について意見を伺います。何かございませんか。

(■■番 ■■委員)

借りているの■■さん。令和6年の農業委員会で農家についていただき、今、私の機械と設備を使いながら一生懸命働いているところです。今後ますます規模拡大を目指してまして、今回借りるところだけでなく、地域計画にも設定されていた他のところも、今まで元々半分以上遊休農地だったのがこれでほぼ解決できます。よろしく御審議をお願いいたします。

この件につきまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「33番」から「39番」につきまして御説明いたします。農地の所有者は全体で3人、貸借の対象となる農地は、■■■■■■■■地内の水田1筆、■■■■■■■■地内の水田1筆、■■■■■■■■地内の水田4筆、■■■■■■■■地内の水田1筆、合わせて7筆、面積は合計で7,495㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和8年7月1日から令和14年6月30日までの「6年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「33番」から「39番」について意見を伺います。何かございませんか。

この件につきまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「40番」につきまして御説明いたします。農地の所有者は1人、貸借の対象となる農地は■■■■■■■■地内の水田1筆、面積は909㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■■■■■■に在住の方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和8年7月1日から令和14年6月30日までの「6年間」です。ここで、1点訂正がございます。「40番」の集計欄に記載の面積が「13,465㎡」とありますが、「909㎡」の誤りです。大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。以上でございます。

(会長)

それでは、「40番」の案件について意見を伺います。何かございませんか。

この件につきまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

受け手の合意のもとに 10 年間で貸し借りを結びましょうということで書類の提出がありました。他の案件につきましては 6 年間双方合意をいただいて、手続きを進めているということです。

(会長)

この件につきまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。最後に、今後のスケジュールについて、事務局説明願います。

(事務局)

今後のスケジュールについて御説明いたします。まず、本日の農業委員会総会で農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を決定していただいたのち、農業委員会から町に提出された意見書に基づき、町は埼玉県農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画に係る意見書」を提出します。次に、埼玉県農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められたのち、埼玉県に対し承認申請が行われます。最後に、埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。これらが順調に進みますと、令和 8 年 6 月末付けで認可される運びとなります。説明は以上でございます。

(会長)

続きまして、日程第 5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項について、御説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が 4 月 10 日となっております。農地法 5 条の届出が 3 件ございましたことを報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、「宮代町農業委員会会長専決規程」に基づく専決事項であります。このことから、質疑等については割愛させていただきます。以上をもちまして、令和 8 年第 4 回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和8年5月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____